



地上への太陽光発電設備設置に関わる説明会等の手引き



平成 28 年 2 月策定
(平成 29 年 7 月改訂)
(令和 6 年 4 月改訂)

駒ヶ根市

目 次

	ページ
1 この手引きの目的	1
2 地域への説明について	1
3 手順	1
事業着工までのフロー図	3
4 地上への設置による太陽光発電事業の留意事項・確認事項	4
(1) 用地の売却又は賃貸等について	4
(2) 自然環境、風土、風景など環境との共生・調和について	5
(3) 土砂の流出や水害等の防止について	5
(4) 光害や安全への対策について	6
(5) 維持管理等について	6
(6) 管理者、相談等の窓口について	7
(7) 災害等への対策について	7
(8) 売電期間終了後の処理について	7
(9) 地域との協調について	8
(10) その他のガイドラインの遵守について	8
(11) 許認可、手続について	8
5 太陽光発電設置に必要な手続き等について	9
6 事例	13
7 主な内容 チェックリスト	14
8 法令等の手続き チェックリスト	15
9 合意書 (例)	16

1 この手引きの目的

太陽光発電については、市内にも多くの設備が設置され、景観の阻害や排水の処理等に関し、住民から不安の声が挙がっていました。一方で、地球温暖化の流れを食い止め、カーボンニュートラル社会を実現するためには、太陽光発電設備の更なる設置を進める必要があります。

このため、県は「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」（以下、「県太陽光条例」という。）を令和6年4月から施行しました。当市では、この条例に従い新規の太陽光発電設備の設置を進めていくことになります。

この手引きは、これまでに行われた太陽光発電設備設置に係る説明会で出された質問や意見、また実際に事業が行われて課題となった事項や、県太陽光条例、当市太陽光発電設備の適正な設置に係る要綱（以下、「市太陽光要綱」という。）に基づく手続きについてまとめたものです。

場所や規模、周辺状況等により課題も異なり、その対策も地域に即したものが必要になります。そうした際の検討の参考として、地域の皆様に利用していただければと考えます。

また、事業を行う際には、県太陽光条例や市太陽光要綱に従い、地域に配慮しつつ手続きを進めていただくことがスムーズな事業実施へとつながりますので、事業者や地権者の皆様は「駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」と併せてご利用ください。

2 地域への説明について

太陽光発電設備の地上への設置の急増に伴い、景観や反射光、土砂流出、雨水排水、子どもたちの立入防止など、地域と事業者の間にさまざまな課題が発生し、中にはトラブルに発展してしまった事例もあります。

こうしたことを未然に防ぐため、県太陽光条例では、事業者は、事業基本計画を事前に提出させ、その14日後から地域住民に対し事業の内容を説明するよう定めています。これにより、地域住民の不安や要望に対し、ともに対策や解決方法を探りつつ、より良い関係づくりができることを目指しています。

事業者は、県太陽光条例に定められた手続きにより説明会を開催し、地域住民からの質問や要望に対して、真摯に対応していただくようお願いします。

3 手順

事業者は、県太陽光条例に基づき、事業基本計画の策定や、関係する地域住民への説明を行います。3ページに、工事着工までのフロー図を示しますので、参考にしてください。関係地域住民については、事業区域に隣接する区長または自治組合長に、説明会の対象とする地区住民の範囲をご相談いただく必要があります。不明な場合は市生活環境課にご相談ください。

また、市太陽光要綱に基づく届出も必要になります。この要綱で定めている事項は、次の2点です。

○ 事業の敷地面積が 500 m²を超える事業を行う場合

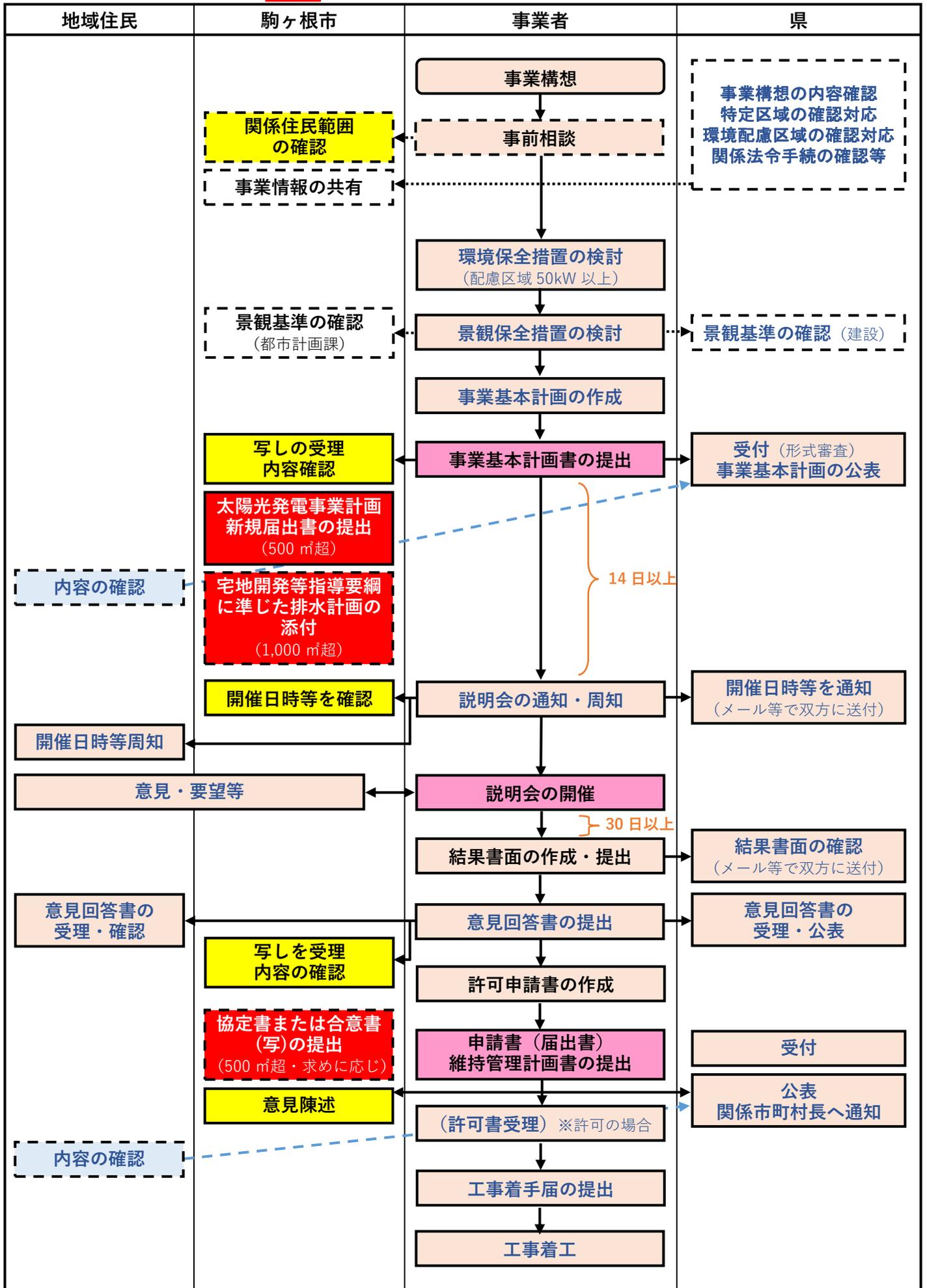
県太陽光条例にもとづく事業基本計画書の提出と同時に、駒ヶ根市太陽光発電事業計画新規届出書（様式第 1 号）（以下「新規届出書」という。）により、市に届出を行ってください。また、届出の際に、事業区域に隣接する区または自治組合から協定書または合意書（以下、「協定書等」という。）の締結について求めがあった場合には、新規届出書の「合意書等の提出」欄にチェックを入れ、県に提出する申請書または届出書を提出する時までに、市に写を提出してください。

○ 事業の敷地面積が 1,000 m²を超える事業を行う場合

駒ヶ根市宅地開発等指導要綱に準じた排水計画であることが分かる書類を新規届出書に添付してください。

事業着工までのフロー図

は駒ヶ根市太陽光発電設備の適正な設置に係る要綱に基づく手続き



4 地上への設置による太陽光発電事業の留意事項・確認事項

これまで実施された事業で課題となった事項や説明会等で出された質問・意見等について以下に記載します。これらの事項を参考に、地域の課題や対応をご検討ください。

(1) 用地の売却または賃貸等について

- **観光や景観、自然環境に大きな影響を及ぼしたり、災害を誘発する可能性が考えられたりする場所ではありませんか。**

地権者の方は、計画地が太陽光発電設備の設置に適した場所かを一度お考えください。

景勝地の景観や田園景観を大きく損なう場所、大規模な樹木の伐採を要する場所など、地域への影響が大きな場所への設置は避けましょう。

県太陽光条例では、国有林や国定公園などは環境配慮区域に設定されており、事前に事業による影響の整理、環境保全対策の検討が必要となります。

また、地域森林計画の対象となっている民有林の区域^{※1}、地すべり防止区域^{※2}、急傾斜地崩壊危険区域^{※3}、土砂災害特別警戒区域^{※4}、砂防指定地^{※5}は、県太陽光条例では特定区域に指定され、設置が原則制限されており、例外的に設置する場合は知事の許可が必要です。

斜度 30 度以上への施設の設置も原則として認めておらず、やむを得ず設置する場合には、災害の恐れが無いことを確認するために必要な書類の添付が求められます。

※1 森林法（第 5 条第 1 項）

※2 地すべり等防止法（第 3 条 1 項）

※3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第 3 条第 1 項）

※4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第 9 条第 1 項）

※5 長野県砂防指定地管理条例（第 2 条第 1 項）

- **契約の相手は、地域との対話を大切にし、契約期間における事業継続、また発電事業終了後の設備の処分がきちんとできる事業者ですか。**

契約の内容や対応、過去の実績、資本の確かさ、設備への保険の有無等、できるだけ多くの情報により判断しましょう。

また賃貸借契約の場合は、契約期間終了後の土地の返却方法等についても契約内容に含めておきましょう。

- **地権者は、事業を検討する際に、地域に根付いている事業者との事業化を一度お考えください。**

再生可能エネルギー事業が地域の資本により行われることで、地域への経済効果は、より大きくなると考えられます。地域貢献を視野に入れ、また信頼できる事業者を選択するよう努めましょう。

(2) 自然環境、風土、風景など環境との共生・調和について

- **景勝地やビューポイント等、観光資源等を大きく損なう場所への設置ではありませんか。**

設置計画の見直しも含め、設置方法や道路からの後退、植栽の確保等、観光や景観への配慮について確認しましょう。

- **道路や隣地境界から後退し、空間の確保に努めた計画となっていますか。**
- **境界付近の立木はできるだけ残していますか。**

伐採が必要な場合は、低木等の植栽ができないか確認しましょう。また、沿道との境界は、植栽による遮蔽もひとつの方法です。計画地の状況や事業者の管理方法等に応じて検討しましょう。

- **発電設備及び付随する設備の色彩やデザイン、配置等は、周辺的环境と調和した計画となっていますか。**

特にフェンスの形状や高さ、色は、周辺景観への影響も大きいので、十分に検討しましょう。なお、フェンスには経済産業省や県太陽光条例で指定した事業者の連絡先などを記載した標識を設置する義務があります。広告看板等の設置は防止しましょう。

- **新たな電柱の設置、電線の敷設は最小限とした計画となっていますか。**

道路やビューポイントを横切る電線の敷設は、極力無くすよう確認しましょう。

(3) 土砂の流出や水害等の防止について

- **土地の形質変更や立木の伐採を最小限とした計画となっていますか。**

切土盛土をしたり、斜面の立木を伐採したりする場合は、土砂流出等への対策が十分に検討されているか確認しましょう。斜面や周囲の状況等により、適切な位置に側溝や土留め等の設置が必要な場合もあります。

- **雨水を敷地内で処理できる対策がされていますか。**

多くのパネルを設置することにより、雨水等が集まり、浸透しにくくなることが想定されます。調整池や地下浸透施設等の設置の検討が必要な場合もあります。

なお、事業の敷地面積が 1,000 m²を超える事業を行う場合には、駒ヶ根市宅地開発等指導要綱に準じた排水計画であるか確認しましょう。

- **水路や河川等の管理者との調整はされていますか。**

農業用水路や河川に雨水等が流入する場合や、水路周辺において工作物設置や土地の形質変更を行う場合等には、事前協議が必要な場合があります。

(4) 光害や安全への対策について

- **反射光の影響が及ぶ範囲が検討され、パネルの素材や設置場所、設置角度が設計されていますか。**

反射光の影響を受けることが想定される場合には、防眩処理が施されたパネルかどうか確認しましょう。季節や時間帯によって、反射光の影響が及ぶ範囲が変わることに留意する必要があります。

- **工事中の大型車の通行等の安全、振動、騒音等の対策はされていますか。**

工事中の通行止め等について、事前に確認するとともに、場合によっては協定書、合意書にこうした事項を盛り込むことも一つの方法です。

- **突風等、強風に対する対策はされていますか。**

架台が、強風、突風等あるいは長期間の設置に耐える強度を備えた構造※であるか確認しましょう。

※ 電気設備の技術基準の解釈（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）を参照し、これと同等またはこれ以上の技術的内容を確保し、電気事業法の技術基準に適合するもの。

- **施設へのフェンスの設置等、立入防止や安全を守る対策はされていますか。**

改正 FIT 法※、県太陽光条例より、全ての事業用太陽光発電施設にフェンスの設置が義務づけられています。特に通学路等に面した箇所では、安全の確保への十分な配慮を確認しましょう。

※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 29 年 4 月施行）

(5) 維持管理等について

- **場所に合わせた防草対策や除草管理あるいは防虫対策など、安全で計画的な環境管理が計画されていますか。**

用地の管理（除草・防虫対策等）について、確認しておきましょう。また、除草剤や農薬を使用する場合は、周囲への影響等にも留意しましょう。

- **除草対策や維持管理を考慮した設備やフェンス、植栽などの設計がされていますか。**

フェンスと道路の間に除草作業スペースを取るなど、維持管理がしやすい計画であるか確認しましょう。

(6) 管理者、相談等の窓口について

- 管理者が明確にされていますか。

改正 FIT 法、県太陽光条例により、フェンスには指定した必要事項を明記した銘板を設置することが義務づけられています。緊急時等の連絡先が明記されているか、確認しておきましょう。

特に、事業者が、発電設備を分譲したり賃貸したりする計画の場合には、全体の維持管理や管理責任について、確認しておく必要があります。

また、発電終了後の設備処分費用等の積み立て状況、処分方法等について十分確認しておきましょう。

注) 処分費用の積み立てについては、エネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法（再エネ特措法）で調達期間（交付期間）の終了前 10 年間、源泉徴収的な外部積立を義務化する制度が創設されました。

- 相談窓口は確保されていますか。

周辺住民からの苦情や困りごとが発生した場合の窓口や、それに対応する体制が確保されているか確認しましょう。

(7) 災害等への対策について

- 万一の事故や災害などで、周辺地域に被害が及んだ場合の対策（緊急対応への体制や保険等）はされていますか。

(8) 売電期間終了後の処理について

- 期間終了後などの設備の処分等の計画はされていますか。

役目を終えたり老朽化したりした設備の後処理や、敷地の復元等について確認しておきましょう。また事業を行う期間（FIT、FIP 制度^{※1}や、PPA^{※2}での買取期間終了後も事業を継続するかどうか等）も確認しておきましょう。

※1 FIT 制度とは再生可能エネルギー（再エネ）電気の固定価格買取制度のことで、政府が定めた一定の価格（調達価格）で、一定の期間にわたって再エネ電気を必ず買い取ることを保証する仕組み。また、FIP 制度とは発電事業者が市場などに売った電気の価格に対して一定のプレミアム（補助金）を支払うもの。

※2 PPA とは、太陽光発電の事業者が自己資金、もしくは投資家を募って資金を集め太陽光発電所を開設し、再生可能エネルギー由来の電気を購入したい需要家と電力購入契約を結んで発電した電気を供給する仕組み。

将来、設備が放置されてしまうことのないよう、事業終了後の計画も確認しましょう。



(9) 地域との協調について

- **地域と事業者が良好な関係を築くよう努めましょう。**

災害時における電気供給設備の設置や、自治会への法人加入等の地域貢献が実施されている事例もあります。

- **説明会等で合意した事項は、双方とも誠意をもって履行しましょう。**

やむを得ず合意事項や説明をした内容の変更が必要となった場合においては、変更内容をあらためて説明するなど、誠意ある対応をしましょう。

- **設置工事が完了した際には、その旨を報告し、事業用地の維持管理等に関する協定書（覚書、合意書等）を交わしましょう。**

説明会等での合意事項が適切に履行されているか確認するためにも、設置工事が完了した際には、13・14ページのチェックリスト等を活用し、完了した旨を地域住民の代表の方に報告しましょう。

また、事業実施中の事業用地の維持管理、事業終了後の事業用地の適切な維持管理について、後々トラブルとなることがないように、地域、事業者、場合によっては市も含め、15・16ページ合意書（例）を参考に、協定書（合意書、覚書等）を交わすことも有効な手段です。

(10) その他のガイドラインの遵守について

- **太陽光発電事業計画策定ガイドライン・説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）**

資源エネルギー庁において、「太陽光発電事業計画策定配慮ガイドライン」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」が示されています。当市のガイドラインに加えて、本ガイドラインにも沿った計画となっているか、確認しましょう。

- **太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）**

環境省において、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」が示されています。当市のガイドラインに加えて、本ガイドラインにも沿った計画となるよう、確認しましょう。

(11) 許認可、手続について

- **必要な手続きや許認可はされていますか。**

必要な手続きをきちんと行うことができる事業者であるか確認しましょう。

次ページ以降に、主な許認可等手続きを記載しますので、参考としてください。

5 太陽光発電設置に必要な手続き等について

FIT、FIP 制度の認定手続き、PPA の系統接続申し込み手続きのほかに、設置工事等の規模や内容、場所、地目等により必要な許認可や手続きがあります。

ここでは、参考として手続きの例を掲載します。計画の場所や内容によって、必要な手続きのすべてを掲載していない場合等もありますので、事業を行う際の手続きの確認については、必ず事業者の責任において行ってください。

- ① 対象となる規模や場所等
- ② 法令と手続きの内容
- ③ 手続きの概要
- ④ 手続き、相談の窓口 を記載しています。

(1) 県太陽光条例による許可申請または届出（詳細は県のホームページ等をご確認ください。）

- ① 出力 10kW 以上の地上設置型の太陽光発電施設を設置しようとする場合
- ② 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例に基づく「太陽光発電施設設置許可申請書」（特定区域）または「太陽光発電施設設置届出書」（特定区域外）の提出
- ③ 事業基本計画書を県に提出後、これをもとに地域住民への説明会の実施、報告（県が説明会の内容等を公開）
- ④ 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

(2) 市太陽光要綱による届出（再掲）

- ① 事業区域の面積が 500 m²を超える太陽光発電事業を行う場合
- ② 駒ヶ根市太陽光発電設備の適正な設置に係る要綱に基づく「太陽光発電事業計画新規届出書」の提出
- ③ 県太陽光条例に基づく事業基本計画の提出と同時に届出（詳しくは「駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」参照）
- ④ 市 生活環境課

(3) 環境影響評価手続

- ① 森林、河川区域、水資源保全地域、水道水源保全地区等において 20ha 以上、その他の区域で 50ha 以上の敷地面積の施設を設置しようとする場合。
- ② 県環境影響評価条例の規定による「環境影響評価」
- ③ 配慮書手続、方法書手続、準備書手続、評価書手続等の段階あり。
- ④ 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

(4) 土地取引の届出

- ① 都市計画区域において 5,000 m²以上、都市計画区域以外の区域において 10,000 m²以上の土地取引を行った場合。
- ② 国土利用計画法の規定による「土地売買等届出」
- ③ 契約をしてから 2 週間以内に届出
- ④ 市 企画振興課（窓口）

(5) 開発行為の許可申請

- ① 主として建築物の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合で、都市計画区域において 3,000 m²以上、都市計画区域外において 10,000 m²以上の開発を行おうとする場合。
- ② 都市計画法の規定による「開発許可申請」
- ③ 開発許可申請に先立ち、開発行為に関係がある公共施設（道路、下水道、公園施設等）の管理者と同意・協議の手続きが必要となる。事前相談を行うこと。
- ④ 市 都市計画課（窓口）・伊那建設事務所 建築課

(6) 農振除外申請

- ① 農業振興地域内の農用地へ設置しようとする場合（第 1 種農地は不可）
 - ② 農業振興地域の整備に関する法律の規定による「農用地利用計画変更申請」
 - ③ 8 月、2 月の平日に申請
 - ④ 市 農林課（窓口）
- ※ 500 m²以上の場合「駒ヶ根市農振除外に関するガイドライン」が適用されます。

(7) 農地転用許可申請

- ① 登記地目、又は現況が農地である土地に設置しようとする場合。
- ② 農地法の規定による「農地の転用許可申請」
- ③ 毎月 5 日から 12 日の間の平日に申請
- ④ 市 農業委員会事務局（窓口）

(8) 道路の占用等手続

- ① 道路を占用（道路やその上空・地下に、物を設置して継続的に使用すること）する場合、または道路管理者以外の者が道路工事をしようとする場合。
- ② 道路法の規定による「道路占用許可申請」「道路自営工事許可申請」
道路交通法の規定による「道路使用許可申請」
- ③ 承認後に占用又は工事。道路の使用により、交通に影響のある場合は「道路使用許可」が必要。また、付近に公共基準点がある場所で工事を行う場合は事前に相談を。
- ④ 市 建設課、道路が林道等の場合は市 農林課（窓口）
道路使用許可は駒ヶ根警察署 交通課

(9) 特定の区域における許可申請

- ① 河川区域、河川保全区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域へ設置しようとする場合
- ② 河川法の規定による土地の占用、工作物の新築、土地の掘削等の「許可申請」
河川法の規定による「河川法保全区域内行為許可申請」
県砂防指定地管理条例の規定による「砂防指定地内行為許可申請」
地すべり等防止法の規定による「地すべり防止区域の行為許可申請」
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による「急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可申請」
- ③ 申請内容によって添付書類等が変わるため、事前相談を。
- ④ 伊那建設事務所 維持管理課

(10) 森林法による許可申請、届出

- ① 地域森林整備計画の対象となっている民有林における開発行為、伐採
- ② 森林法の規定による「林地開発許可申請」(0.5ha を超える森林の伐採)
森林法の規定による「伐採届」(1 ha 以下の森林の伐採)
- ③ 伐採届は、伐採しようとする日の 30~90 日前
- ④ 上伊那地域振興局 林務課、市 農林課

(11) 埋蔵文化財発掘の届出

- ① 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において、土木工事等を実施する場合
- ② 文化財保護法の規定による「土木工事のための埋蔵文化財発掘の届出」
- ③ 土木工事を実施する 60 日前までに届出
- ④ 市教育委員会 社会教育課

(12) 土地の掘削その他の土地の形質の変更

- ① 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合
- ② 土壤汚染対策法の規定による「一定の規模以上の土地の形質の変更の届出」
- ③ 着手の 30 日前までに届出
- ④ 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

(13) 景観育成住民協定による事前協議

- ① 住民協定地区（市内 8 地区）内に設置する場合
地目や区画形質の変更の際にも協議が必要な場合あり。
「看護大学周辺地域景観形成住民協定」
「広域農道沿線景観形成住民協定」
「大徳原周辺地域景観形成住民協定」
「ふたつのアルプス望岳の里『南田市場』景観形成住民協定」
「東伊那景観形成住民協定」

「ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定」

「伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定」

「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定」

- ② 景観形成（育成）住民協定の規定による事前協議
- ③ 各協定が定める景観形成基準に沿い審査。審査料が必要な場合あり。
- ④ 各住民協定協議会（市 都市計画課にお問合せください。）

(14) 景観の行為の届出

- ① 設置面積が 500 m²を超える太陽光発電（建物への設置を除く）を設置する場合
その他、土地の形質の変更や電柱、柵などの工作物の設置等についても届出が必要な場合あり。
- ② 市景観条例の規定による「景観の行為の届出」
- ③ 着工 30 日前までに届出。事業計画のほか、説明会等の経過を添付
- ④ 市 都市計画課

(15) 電気事業法による届出

- ① 出力 50 k W以上の太陽光発電を設置する場合
2,000 k W以上を設置する場合には、工事計画の届出も必要となる。
- ② 電気事業法の規定による「保安規程の制定、届出」
「電気主任技術者の選任、届出」・「工事計画届」
- ③ 「工事計画届」は工事の開始 30 日前まで。
- ④ 中部近畿産業保安監督部電力安全課

(16) 建築基準法による手続

- ① 建築基準法第 6 条に規定する建築確認申請を要する場合
- ② 土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築物に該当しない。
ただし、全量買取でなく一部が自己消費となる場合は、建築設備に該当し、建築基準法が適用される。また、パワーコンディショナーを収納する専用コンテナを積み重ねて使用する場合は、その部分は建築物に該当する。
- ③ 市 都市計画課(窓口)、伊那建設事務所 建築課、指定確認検査機関

(17) 規制地域における特定建設作業の届出

- ① 著しい騒音、振動を発生する作業として指定された作業を伴う工事を行う場合
- ② 騒音規制法の規定による「特定建設作業実施届出」
振動規制法の規定による「特定建設作業実施届出」
- ③ 作業開始の 7 日前までに届出
- ④ 市 生活環境課

6 事例

フェンスの色や形状、高さ、パネルの角度、配置などにより、周囲への印象なども変わってきます。

(1) フェンスの色



茶色のフェンス



銀色のフェンス

(2) 角度、配置



設置角度により高さが抑えられている



水路との間に管理スペースを確保

(3) 植栽



フェンスの外側に植栽が施されている

7 主な内容 チェックリスト

用地を売却・賃貸する前に

P4

- ・ 観光や景観に大きく影響を及ぼす場所ではないですか
- ・ 信頼できる事業者ですか
- ・ 地域に根付いた事業者を検討しましたか

景観や環境との共生、調和

P5

- ・ 景観や環境への配慮はされていますか
- ・ 道路や隣地境界からの後退距離は十分に確保されていますか
- ・ 樹木はできるだけ残されていますか
- ・ フェンスが設置されていますか
- ・ フェンス等の色、形状、配置は、地域と調和していますか
- ・ 電柱の設置や電線の敷設への配慮は十分ですか

土砂流出、水害等の防止

P5

- ・ 土砂災害特別警戒区域など、設置が原則制限された区域ではありませんか
- ・ 土砂対策は十分ですか
- ・ 雨水対策は十分ですか
- ・ 用水路等への影響はありませんか

光害や安全への対策

P6

- ・ 反射光の検討、対策は十分ですか
- ・ 工事中の安全や騒音、振動への対策は十分ですか
- ・ 発電施設への立入防止や安全対策は十分ですか

維持管理、管理者

P6

- ・ 除草対策や維持管理の計画は十分ですか
- ・ 事業内容等記載の標識が掲示され、管理者や緊急時の連絡先は明示されていますか
- ・ 相談等の窓口は設けられていますか

災害等への対策

P7

- ・ 保険等の災害等への対策は十分ですか

事業終了後の処理

P7

- ・ 事業終了後の撤去費用に関する対策（積立方法等）は確認しましたか
- ・ 事業期間終了後の、設備や土地の処理等の計画は確認しましたか

8 法令等の手続き チェックリスト

※ 県太陽光条例、市太陽光要綱に基づくものを除く

環境影響評価手続		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P9
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
土地取引の届出		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P10
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
開発行為の許可申請		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P10
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
農振除外申請		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P10
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
農地転用許可申請		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P10
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
道路の占用等手続		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P10
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
特定の区域における許可申請		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P11
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
森林法による許可申請、届出		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P11
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
埋蔵文化財発掘の届出		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P11
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
土地の掘削その他の土地の形質の変更		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P11
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
景観育成住民協定による事前協議		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P11
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
景観の行為の届出		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P12
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
電気事業法による届出		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P12
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
建築基準法による手続き		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P12
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
規制地域における特定建設作業の届出		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	P12
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	
その他の手続き（	）	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 未確認	
	手続きの状況	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 手続き中	<input type="checkbox"/> 未着手	

合 意 書 (例)

※ 事業者が自己の敷地で実施する場合

□□□自治組合（以下「甲」という。）と△△△（以下「乙」という。）は、長野県駒ヶ根市○番地に設置する太陽光発電施設（以下「本件」という。）の設置、稼働及び工事等について次のとおり合意した。

1. 施設整備と管理について

乙は、本件の設置を適切に行う。特に施工期間（平成○年○月○日～平成○年○月○日予定）中の資機材の搬入について、周囲に極力迷惑がかからないように務める。

2. 敷地造成について

乙は、本件を設置する土地の敷地面が本件土地前面の道路面と同程度の高さになるよう整備する。ただし、岩石等の障害物により本件土地の整備が困難である場合には、整備方法等につき、甲、乙協議のうえ決定する。

3. フェンスの設置について

乙は、本件を設置する土地の隣地境界線の内側に次のとおりフェンスを設置するものとする。

- ① 道路に面したフェンスは、敷地境界から○cm内側に設置するものとする。
- ② ①項以外は官民の境から○cm内側の位置に設置するものとする。
- ③ フェンスの高さは○cmとする。

4. 反射光の影響について

乙は、本件による反射光の影響について、周囲の環境を考慮のうえで太陽光パネルを設置するものとする。

5. 敷地の管理について

乙は、定期的に本件敷地内の除草に努めるものとする。

6. 雨水処理について

乙は、本件敷地内の雨水処理について、浸透設備による自然浸透方式とし、隣地への雨水の流出を防ぐよう配慮する。

7. 苦情処理について

乙は、本件の稼働に伴う苦情が発生した場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

8. 本件用地の事業終了後の処理について

乙は本件に係る事業終了後、本件に係る構造物を撤去するにあたり、合理的に必要な期間内に収去し、本件用地を原状に復すものとする。

9. 協議について

本確認書の解釈に疑義が生じた時、または本確認書に定めがない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

令和○年○月○日

甲 長野県駒ヶ根市 番地
平成○年度○○区□□□自治組合長 ④

乙
△△△ ④

合 意 書 (例)

※ 事業者が借地で実施
する場合

□□□自治組合（以下「甲」という。）、△△△（以下「乙」という。）及び×××（以下「丙」という。）は、長野県駒ヶ根市〇〇番地に設置する太陽光発電施設（以下「本件」という。）の設置、稼働及び工事等について次のとおり合意した。

1. 施設整備と管理について

乙は、本件の設置を適切に行う。特に施工期間（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日予定）中の資機材の搬入について、周囲に極力迷惑がかからないように務める。

2. 敷地造成について

乙は、本件を設置する土地の敷地面が本件土地前面の道路面と同程度の高さになるよう整備する。ただし、岩石等の障害物により本件土地の整備が困難である場合には、整備方法等につき、甲、乙協議のうえ決定する。

3. フェンスの設置について

乙は、本件を設置する土地の隣地境界線の内側に次のとおりフェンスを設置するものとする。

- ① 道路に面したフェンスは、敷地境界から〇cm内側に設置するものとする。
- ② ①項以外は官民の境から〇cm内側の位置に設置するものとする。
- ③ フェンスの高さは〇cmとする。

4. 反射光の影響について

乙は、本件による反射光の影響について、周囲の環境を考慮のうえで太陽光パネルを設置するものとする。

5. 敷地の管理について

乙は、定期的に本件敷地内の除草に努めるものとする。

6. 雨水処理について

乙は、本件敷地内の雨水処理について、浸透設備による自然浸透方式とし、隣地への雨水の流出を防ぐよう配慮する。

7. 苦情処理について

乙は、本件の稼働に伴う苦情が発生した場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

8. 本件用地の事業終了後の処理について

乙は、丙との本件に係る土地の賃貸借契約事業終了後、乙と丙との間で別途合意した場合を除き、本件に係る構造物を撤去するにあたり、合理的に必要な期間内に収去し、本件用地を原状に復すものとする。

9. 協議について

本合意書の解釈に疑義が生じた時、または本合意書に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 長野県駒ヶ根市 番地
平成〇年度〇〇区□□□自治組合長 ⑩

乙 (事業実施者(土地賃借人))
△△△ ⑩

丙 (土地賃貸人)
××× ⑩

駒ヶ根市 民生部 生活環境課 電話 83-2111 内線 541